

レース委員会が審問無しに課すペナルティー

SP : レース委員会が審問無しに課す標準ペナルティーは、以下のとおりとする。

3 陸上で発せられる信号

3.2 音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚30分以降に発せられる。」を意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇をしてはならない。

⇒指示 3.2 違反に対して、その違反の直後のレースの得点に+3点を加点する。
艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない。

14 安全に関する要件

- 14.2 競技者は、その日の8:00から9:30までに、帆走指示書のリンク先に用意された「出艇申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。このとき、各日の最初のレースの乗員も併せて申告しなければならない。
- 14.3 競技者は、帰着後速やかに帆走指示書のリンク先に用意された「帰着申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。その日のレース終了後は、遅くとも指示 14.3 の抗議締切時刻までに、帰着申告に関わる事項を入力し、送信をしなければならない。
- 14.4 出艇しない艇は出艇申告受付時間内に、帆走指示書のリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。その後出艇する場合は、出艇前に「出艇申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。
- 14.5 レースからリタイアする艇は帰着後速やかに、帆走指示書のリンク先に用意された「リタイア報告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。レースからリタイアした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員会艇、テクニカル委員会艇、またはプロテスト委員会艇にリタイアの意思を伝えなければならない。その後出艇する場合は、出艇前に「出艇申告書」のフォームに入力し、送信しなければならない。

⇒指示 14.2、14.3、14.4、14.5 の違反に対しては、以下のとおりとする。

- 1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。
- 2 回目の違反に対して、+3点を加点する。

ペナルティーを与えるレースは、艇に対して、引き続きのレースが行われた場合には指示 14.2 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 14.3 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

指示 14.4、14.5 の違反に対しては、以下のとおりとする。

- 1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。
- 2 回目の違反に対して、+3点を加点する。ペナルティーを与えるレースは、当該レースの直前のレースとする。

艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない。

15 乗員の交代

15.1 競技者は、その日の2レース目以降に海上乗員の交代をする場合は、帆走指示書のリンク先に用意された「帰着申告書」のフォームに入力し、指示 14.3 と同時に送信しなければならない。

⇒指示 15.1 の違反に対しては、以下のとおりとする。

- 1 回目の違反に対して、警告を与える。警告は公式掲示に掲示される。
- 2 回目の違反に対して、+3点を加点する。

ペナルティーを与えるレースは、指示 15.2 による。艇のレース得点は失格(DSQ)より悪くなることはない。

以上